

定例教育委員会

議

案

議案第5号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和3年5月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第6号

坂井市小学校及び中学校の管理規則の一部改正について

坂井市小学校及び中学校の管理規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和3年5月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市立小学校及び中学校の管理規則の一部を改正する規則

令和3年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市立小学校及び中学校の管理規則(平成18年坂井市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第22条の2」に改める。

第3章中第22条の次に次の1条を加える。

(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)

第22条の2 委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条に規定する指針に基づき、学校教育の水準の維持向上に資するため、同法第2条に規定する教育職員(以下この条において「教育職員」という。)の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

坂井市立小学校及び中学校の管理規則(平成18年坂井市教育委員会規則第15号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>○坂井市立小学校及び中学校の管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月20日 教育委員会規則第15号</p> <p>第3章 組織編制、職員の勤務及び休暇等</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 施設及び設備の管理(第2条—第5条)</p> <p>第3章 組織編制、職員の勤務及び休暇等(第6条—<u>第22の2</u>)</p> <p>第4章 学期、休業日及び振替授業(第23条—第26条)</p> <p>第5章 教育活動(第27条—第37条)</p> <p>第6章 教材の取扱い(第38条—第40条)</p> <p>第7章 雑則(第41条—第43条)</p> <p>附則</p> <p>(私企業等の従事)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 委員会は、前項の規定により許可した場合であっても、本務遂行に支障を生ずるおそれがあるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p><u>(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)</u></p> <p><u>第22条の2 委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条に規定する指針に基づき、学校教育の水準の維持向上に資するため、同法第2条に規定する教育職員(以下この条において「教育職員」という。)の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>○坂井市立小学校及び中学校の管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月20日 教育委員会規則第15号</p> <p>第3章 組織編制、職員の勤務及び休暇等</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 施設及び設備の管理(第2条—第5条)</p> <p>第3章 組織編制、職員の勤務及び休暇等(第6条—<u>第22条</u>)</p> <p>第4章 学期、休業日及び振替授業(第23条—第26条)</p> <p>第5章 教育活動(第27条—第37条)</p> <p>第6章 教材の取扱い(第38条—第40条)</p> <p>第7章 雑則(第41条—第43条)</p> <p>附則</p> <p>(私企業等の従事)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 委員会は、前項の規定により許可した場合であっても、本務遂行に支障を生ずるおそれがあるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>